

青森県公共事業再評価審議委員会運営要領新旧対照表

旧 条 文	新 条 文
<p style="text-align: center;"><u>青森県公共事業再評価審議委員会運営要領</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 この要領は、<u>青森県公共事業再評価審議委員会設置要綱</u>(以下、「設置要綱」という。)第 6 第 3 項の規定に基づき、<u>青森県公共事業再評価審議委員会</u>(以下、「委員会」という。)の運営方法等について必要な事項を定め、委員会の透明性・客観性の確保及び円滑な会議運営に資するものである。</p> <p>(会議の運営方法)</p> <p>第 2 委員会の会議は、次の各号に掲げるときに、委員長が招集する。</p> <p>(1) 県が再評価を実施する事業について、評価結果及びその対応方針に係る報告を受け、又は審議を行うとき</p> <p><u>(2) その他、委員長が必要と認めたとき</u></p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>(部会)</p> <p>第 4 略</p> <p>2 部会は、再評価実施事業のうち委員会が定める事業に係る報告を受け、審議を行い、委員会に対して当該事業に係る意見を述べる。</p> <p>3 ~ 8 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 この要領は、<u>青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱</u>(以下「設置要綱」という。)第 6 第 3 項の規定に基づき、<u>青森県公共事業再評価等審議委員会</u>(以下「委員会」という。)の運営方法等について必要な事項を定め、委員会の透明性・客観性の確保及び円滑な会議運営に資するものである。</p> <p>(会議の運営方法)</p> <p>第 2 委員会の会議は、次の各号に掲げるときに、委員長が招集する。</p> <p>(1) 県が再評価を実施する事業について、評価結果及びその対応方針に係る報告を受け、又は審議を行うとき</p> <p><u>(2) 県が事後評価を実施する事業について、評価結果に係る報告を受け、又は審議を行うとき</u></p> <p><u>(3) その他、委員長が必要と認めたとき</u></p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>(部会)</p> <p>第 4 略</p> <p>2 部会は、<u>再評価実施事業及び事後評価実施事業</u>のうち委員会が定める事業に係る報告を受け、審議を行い、委員会に対して当該事業に係る意見を述べる。</p> <p>3 ~ 8 略</p>